

近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム

齋藤, 智志 / SAITO, Satoshi

(発行年 / Year)

2014-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第327号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2014-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(歴史学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010267>

博士學位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	齋藤 智志
学位の種類	博士（歴史学）
学位記番号	第 541 号
学位授与の日付	2014 年 3 月 24 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員	主査 教授 長井 純市 副査 准教授 小倉 淳一 副査 高知大学名誉教授 福地 惇

近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム

1. はじめに

本論文は、いわゆる戦前（ここにいう戦前とは、一八八九年大日本帝国憲法の発布に示された大日本帝国という名称の使用以前、すなわち天皇を最高統治者とすることを国内外に示した王政復古の大号令および五箇条の誓文の発布以後、日本国憲法公布以前の時期に対して用いるものである。本報告書においては、他に日本近代史という用語をも用いる）における国あるいは地域の史蹟保存事業に関する先行研究の成果、すなわち日本近代文化史および日本近代政治思想史研究という領域（ジャンル、カテゴリー）において史蹟保存事業を通してナショナリズムの生成、展開を考察するという研究の成果に触発されたものである。

しかし、それらの先行研究が昭和前期の偏狭な国粹主義の思潮（たとえば、天皇制ナショナリズムという認識の下に再構成された思潮）に対するアカデミズムの責任について批判的見解をもって結論とすることが多いことを再検討し、また、そうした先行研究においていくつかの事例が取り上げられたものの、その後、より多くの事例を調査し、取り上げ、考察するという作業が行われておらず、停滞状況にあることを批判して、本論文に結実する研究が進められた。そして、より幅広い事例を求めて自ら地方行政文書（地方公文書）を中心とする地域史料の調査を行って有益な新出史料を見出すと共に、その成果において先行研究の成果に対する異論や新論、さらにそれらを支える事例を提示することに成功した。それは、史蹟保存事業に見える多様な価値観に対する分析を通して、提出者齋藤智志氏（以下、著者と記す）が戦前と戦後（ここにいう戦後とは、日本国憲法公布以後こんにちに至る時期を言う）との断絶と連続を見出そうとする長期的展望の下に、この研究に従事したからである。そのような意味で、本論文はこの領域において新たな地平を拓くことに努めた野心的な研究成果で

あると評価し得る。

およそ優れた歴史研究成果として、たとえば従来良く知られた史料とそれに基づく通説、定説を再検討し、そうした通説、定説となっている研究成果を全面的に覆す新たな歴史像を再構成すること、あるいは新出史料の発掘などによって同様にこれまでの通説、定説を部分的に覆す歴史像を再構成すること（以上、いずれもいわゆるパラダイム転換という研究成果）がある。

本論文の成果は、著者が自ら認めているように、先行研究の成果に導かれたものであることは確かである。また、先行研究の成果を全面的に覆す歴史像を再構成したものであるとも言えない。しかし、上記のような意味で、著者は新たな成果を追求し続ける強い意欲を有し、またそのために新出史料の発掘に向けた地道な活動を継続し、さらに日本近代史研究に新たな地平を拓くべく考察を重ねたのであり、研究における独自性や独創性という観点から著者の優れた研究センス（資質・能力）を示す成果となったと評価し得る。

また、歴史研究において、正確な史料理解を基に正確な史実を解明し、その史実に基づいて事象を意味付け、そうした諸事象を含む一定期間を捉え、評価し、前後の時代との関係を論じ、そして歴史の流れ全体を見通す展望を示すことは中心眼目である。本論文は、そうした観点から見た場合、いまだ完成されたものではない。しかし、本論文の研究手法を続ければ完成を見ることが強く期待されるものであると審査小委員会は判断した。なお、この点については本報告書の最後に再論する。

さらに、著者は上記の日本近代文化史および日本近代政治思想史という領域に止まらず、隣接する歴史学内の領域および歴史学外の領域の研究成果に学び、本論文を充実させる努力を行い、本論文の成果を高めることができた。それは、著者の学識を証するに足るものであると判断した。

本論文のキーワードは、著者の分析・析出概念としてのアカデミズム、ナショナリズム、天皇制ナショナリズム、由緒的価値〈顕彰〉認識、学術的価値〈保存〉認識、文化的価値認識の六つである。著者によれば、本論文におけるアカデミズムとは「主に帝国大学で学問を修得・教授した人々を中心に担われた、近代的な世界観・価値観・思考様式に基づく学知の導入・維持・普及を志向すること」（序章）と定義され、続いて、ナショナリズムとは「国民国家の形成・維持・発展を目指す運動・思想と言えるが、実際には、ネイションの政治的自治や国家的独立を目指す運動や、文化的共通性を高めようとする運動など様々な形態」をとり、「何らかの固有性の共有によって国民的アイデンティティを喚起し、国民的一体性を高めようとする運動・思想」（同上）と、また、それをうけて天皇制ナショナリズムとは「天皇を国民統合の核とする運動・思想」（同上）と、それぞれ定義されている。さらに、由緒的価値〈顕彰〉認識については史蹟に関わると想定された歴史上の事績や「偉人の由緒」（序章）に由来する価値認識であり「顕彰することを目的とする傾向が強」（第四章）いと、また学術的価値〈保

存) 認識とはアカデミズムに基づいて「科学的方法」(第二章)によって史蹟の「真偽を考証」(第一章)し、過去の「社会状態を知る」研究「物質資料」としての価値を見出し「保存」し、「私利」を排する認識であると(以上、第二章)、さらに文化的価値認識とは史蹟の「物質的資料としての特徴」に「過去の日本の社会と文化を示す〔再現する、とも表記されている。審査小委員註〕象徴的な遺物として価値を見出す」認識と(以上、序章・第六章)、それぞれ定義されている。

これら六つの概念は、いずれも有効に機能し、本論文の価値を担保していると判断した。

全体の構成(目次)は以下の通りである。

序章

第一部 史蹟保存の流行とアカデミズム

第一章 史蹟保存事業前史～明治初期から一九〇〇年頃における宝物・古建造物・史蹟関連行政～

第二章 史蹟保存の流行と日本歴史地理研究会

第三章 帝国古蹟取調会と学者たち～〈顕彰〉と〈保存〉の対立～

第四章 民間史蹟保存事業と学者たち～京都府綴喜郡井手村・井手保勝会を事例として～

第二部 史蹟名勝天然記念物保存事業とアカデミズム

第五章 史蹟名勝天然記念物保存協会と学者たち～科学性とナショナリズムの結合～

第六章 黒板勝美の史蹟保存論

補論 黒板勝美の外遊経験と史蹟保存論～『西遊二年欧米文明記』を中心に～

第七章 三上参次の史蹟保存論

第三部 史蹟名勝天然記念物保存行政の展開とアカデミズム

第八章 史蹟名勝天然記念物保存法制下の史蹟保存行政と学者たち

第九章 古代遺跡と地域社会(一)～神奈川県津久井郡内郷村・寸沢嵐石器時代遺跡を事例として～

第十章 古代遺跡と地域社会(二)～山形県飽海郡本楯村・城輪柵跡を事例として～

終章

参考文献・参考史料一覧

2. 本論文の内容と特色

本論文の全体は、三部構成であり、合計十章から成る。

第一部は、一九〇〇年前後の各地における由緒的価値〈顕彰〉認識に基づく史蹟保存事業流行の実相とアカデミズムとの価値観をめぐる対立の様相を中心に解明したも

のである。

第一章は、明治初期から一九〇〇年頃までの文化財保護行政とそこにおける史蹟の扱われ方を解明した。本論文全体の前史となるものである。具体的には、一八七一年に府県に対して保存すべき「古器旧物」の報告を命じた太政官布告から一八九七年に古社寺保存法が公布されるまでの時期の史蹟等の保存事業に関する法制および行政機構の変遷、また帝国議会における議論をまとめた。そして、その中で議論された価値認識について、前近代の好古趣味的価値認識や信仰的価値認識（全体として由緒的価値〈顕彰〉認識）は、欧米先進国の美術概念をふまえた近代の美術的価値認識に代わっていき、古社寺保存法に結実したこと、さらにアカデミズムが提唱する学術的価値〈保存〉認識が史蹟保存に関わって登場し、史蹟に対する「由緒的価値〈顕彰〉」認識との対立関係の芽生えを指摘したのである。

本章の成果は、第一に、史蹟に対する前近代的な価値認識が近代的な価値認識に読み替えられていく様相を実証した点にある。第二に、内務省を中心とする国の行政による当初の史蹟保存事業が途絶えると、帝国議会やアカデミズム、ジャーナリズム、地域の各分野において史蹟保存事業をめぐるさまざまな議論が登場したが、その動きを史蹟保存事業に関わる、その後の価値認識交錯の前史として捉え、明確に指摘し得たことである。第三に、こうして前史を特定できたことにより、近代における史蹟保存事業は一九〇〇年を画期として新たな展開を見せることを指摘したことである。

第二章は、日本歴史地理研究会を検討対象に据えて、それをアカデミズムの象徴と見、それと民間の史蹟保存事業との対立、すなわち学術的価値〈保存〉認識と由緒的価値〈顕彰〉認識との対立実態を解明し、その意味を論じたものである。同会は、一八九九年にアカデミックな構成員を擁して結成された組織である。同会は、史蹟保存事業において欧米先進国の科学的方法に基づく歴史研究をふまえた学術的価値〈保存〉認識の必要性を主張したが、ここで主張される学術的価値〈保存〉認識とは、過去の社会を知る研究資料であることを史蹟の要件とする認識であったと著者は言う。そして、その学術的価値〈保存〉認識は地域における愛郷心や利欲と由緒的価値〈顕彰〉認識の誤りを批判し、これによって二つの価値認識の対立がもたらされたことを著者は指摘した。

この考察に際し、著者は、従来、部分的に利用されるに止まっていた日本歴史地理研究会の機関誌『歴史地理』上の史蹟保存をめぐる多くの議論を十分に検討、整理した。

本章の成果は、著者が提唱する学術的価値〈保存〉認識と由緒的価値〈顕彰〉認識との対立の形成過程として好個の事例を取り上げて説得的な説明をなし得たことである。同会のそうした動きの解明や意味付けは、これまで明確には行われてこなかったのである。そのため有効な検討対象であるとの認識も不十分であった。この意味で、本章は、この領域に新たな成果を加えたものであると評価される。また、ナショナルリ

ズムとの関係において、学術的価値〈保存〉認識が一般の目に触れる形で登場し、普及し始める様相を理解する事例を提供する成果となったと言える。

第三章は、帝国古蹟取調会を検討対象として上記二つの価値認識の対立のもう一つの場合を解明したものである。同会は、一九〇〇年に、考古学者・歴史学者という、いわゆるアカデミズムを象徴する人々を含みつつ、アカデミズムとは異なるカテゴリーの著名人（たとえば貴族院議員や中央の官僚）を運営の主体としていた。著者は、第一に、史蹟に対する由緒的価値〈顕彰〉認識を優先する後者がアカデミズムの立場に立つ日本歴史地理研究会によって厳しく批判されたことを指摘した。第二に、同会内部の上記二つのグループ間の対立に注目した。すなわち、著名人を中心とする構成員が地域における由緒的価値〈顕彰〉認識との共感、共鳴を示したことにより、アカデミズムの立場に立つ構成員を始めとする人々は、地域の民間史蹟保存事業に向けていた学術的価値〈保存〉認識の主張を、中央の著名人に対しても行うこととなったことを指摘したのである。

こうした検討に際して、著者は同会の機関誌『帝国古蹟取調会会報』および『古蹟』における掲載記事を丹念に精査し、検討した。

本章の成果は、前章において地域の民間史蹟保存事業に発現した由緒的価値〈顕彰〉認識に対して、アカデミズムが学術的価値〈保存〉認識を提唱したとの指摘をうけて、その学術的価値〈保存〉認識が新たに脅かされることとなったこと、また脅かす主体が社会的影響力の大きな中央の著名人によるものであることを明確に指摘し得たことである。すなわち、第一に、愛郷心を含み込む由緒的価値〈顕彰〉認識が地域における素朴な感情であり、アカデミズムの権威によって容易に説得され、後退するという捉え方は単純に過ぎ、由緒的価値〈顕彰〉認識を確固とした理念、信念の下に支える著名人の存在が重いことを指摘しており、第二に、学術的価値〈保存〉認識はのちに文化という概念と結びついて史蹟保存事業の中に確実に残っていくことを示唆している。それらは、戦前期の愛郷心や愛国心、ナショナリズムの生成、展開を考察する新たな手がかり、事例となり得るものであると評価し得る。

第四章は、京都府綴喜郡井手村の井手保勝会による史蹟保存事業とアカデミズムとが二つの価値認識の下に対立した様相を解明したものである。本章で展開された事例研究の意味は、対立の場所が平安時代以来天皇の定めるミヤコが所在した京都府であり、対立点が天皇の功臣と伝承されている橘諸兄であった点にある。つまり、アカデミズムの学術的価値〈保存〉認識がしばしば批判した由緒的価値〈顕彰〉認識が天皇と結びついたとき、学術的価値〈保存〉認識はどのような対応したかを解明するのに好個の事例なのである。対立の結果、井手保勝会という民間史蹟保存事業主体の主張する由緒的価値〈顕彰〉認識は、学術的価値〈保存〉認識によって否定され、それは次章以下で取り上げる史蹟名勝天然記念物保存法に基づく行政機関（官）による史蹟保存事業の対象外とされたことを明らかにした。

本章の検討作業において、著者がこれまで十分に活用されることのなかった京都府立総合史料館所蔵の関係史料を活用し得たことは評価に値する。

本章の成果は、学術的価値〈保存〉認識が、前章で見たように脅かされることがあり、天皇と結びつく由緒的価値〈顕彰〉認識と対立した時に大きく動揺を来すのではないかと思われたが、それどころかむしろ優勢な立場を保ったということを指摘し得たことである。この指摘も、これまでの各章と同様に、戦前期のナショナリズムを考える際に興味深い事例を提示し得たと評価する。言い換えれば、いわゆる天皇制ナショナリズムという概念に基づく批判的な日本近代ナショナリズム研究に異論を提示する成果となったのである。

第二部は、日露戦後から史蹟名勝天然記念物保存法の成立（一九一九年）までの時期のアカデミズムにおける史蹟保存事業に対する捉え方の変化を指摘したものである。具体的には、由緒的価値〈顕彰〉認識と距離のあった、言い換えれば地域の史蹟保存事業と距離のあった学術的価値〈保存〉認識の中に由緒的価値〈顕彰〉認識と共有する価値認識が創出されたことにより、両者の距離が縮まったことを指摘すると共に、そのキーパーソンとして二人の人物、すなわち黒板勝美と三上参次（共にアカデミズム側の人物）を指摘したのである。

第五章は、明治後期から大正期における史蹟名勝天然記念物保存協会に対する分析を通して、学術的価値〈保存〉認識が新たな価値認識を創出し、普及、定着させ、ナショナリズムと結びついていくことを指摘した。同協会は、史蹟保存に向けた提言や支援を行う組織として一九一一年に発足し、構成員には貴族院議員や官僚、歴史学の他に自然科学など多分野にわたるアカデミズム側の人々、さらに郷土史家等がいた。著者は、欧米先進国の郷土保護の潮流を指摘した上で、それにならって郷土および国土を保存、顕彰し、国民性を涵養するとするアカデミズムの新たな動きを解明しつつ、学術的価値〈保存〉認識において、新たに文化的価値認識と称すべき価値認識が導入されたと捉えた。すなわち、史蹟の物質資料としての固有性を見出し、そこに日本の固有性（本論文で紹介されている史料の表現によれば「我邦固有の美」）を読み取り、それによって「我邦同胞の性情を涵養陶冶」しようとする価値認識であるという。そして、その価値認識は、史蹟名勝天然記念物保存法に組み込まれていったと指摘する。さらに、それはいわゆる天皇制ナショナリズムの要素となる価値認識でもあったことを示唆している。

この検討に際して、同協会の報告書や会務報告などを始め、関係者が新聞、雑誌など多種多様な媒体に発表した当時の論考を渉猟し、有効に活用したことは評価される。

本章の成果は、いわゆる天皇制ナショナリズムが科学性を有せず、情緒的で独善的な傾向があり、固有性を強調するという先行研究にありがちな見方を批判的に捉え、その源流の中に欧米先進国の当時の潮流（各国が郷土保護を通して文化的独自性を追求し、これを保存し顕彰するという時流）に触発された理性的なアカデミズムの存在

があったこと、また、そのアカデミズムが考古学や歴史学の範囲を超えて自然科学の分野にも広がりをもっていることを的確な事例と共に指摘したところにある。さらに、そうした天皇制ナショナリズムの中に組み込まれていた科学性が戦後の民主国家日本を支えるナショナリズムに引き継がれる（著者の表現によれば「正当的位置に立つ」）、すなわち戦前と戦後の連続性を示唆している。

第六章は、アカデミズムを代表する人物として歴史学者の黒板勝美を取り上げ、彼の史蹟保存事業との関わりを検討することにより、従来の由緒的価値〈顕彰〉と学術的価値〈保存〉との対立をふまえ、新たに文化的価値と称すべき認識が確立されたことを指摘した。黒板は、二〇世紀初頭に、前章で見た欧米先進国の潮流を実体験した。そして、帰国後、史蹟保存事業にそれを応用しようとした。著者が注目したのは、黒板の取り組みにおいて、過去の文化の再現とその文化の国民的理解を求めたことであり、それを学術的価値〈保存〉認識に国民教化の視点を加えたと捉えた。そして、この新たな価値認識を文化的価値認識と概念化した。すでに前章でその萌芽を読みとったことをふまえ、著者は黒板によって文化的価値認識が確立されたことを指摘したのである。

この検討に際して、著者はおびただしい数の黒板の著述を渉猟し、読み込み、有効に活用した。

本章の成果は、黒板が史蹟保存事業を通してナショナリズムの生成、展開に画期をもたらした人物であることを指摘したことにある。黒板は偏狭な国粹主義者でなかったことはいままでのまもないが、アカデミズムが単に専門的な研究資料と成果の追求に止まらず、史蹟保存事業を通して国民教化に積極的な役割を果たすべきとする認識を普及させたことを明確に指摘した。それは、本論文が取り上げた初期の史蹟保存事業においてアカデミズムが果たした真偽の判定や誤解・誤伝の是正などといった消極的役割とは異なり、その意味でナショナリズムとの関わりがいつそう深いものであったことを著者は示唆したのである。

補論は、前章で展開された黒板の考え方の前提となる外遊経験（一九〇八年～一九一〇年）の実相を、黒板の著述に基づいて詳述したものである。本章の意味は、先行研究の検討欠落あるいは検討不足を批判し、本論全体の中に適切に位置づけたことである。具体的には、一七カ国におよぶ訪問国がそれぞれに固有の歴史・文化の社会的効用を図っていること、すなわち好古趣味的な古美術の展示よりも、国民国家における国民教化をねらいとする展示が重視されていることに影響を受けたことが指摘されている。

第七章は、アカデミズムを代表する人物として歴史学者の三上参次を取り上げ、彼の史蹟保存事業との関わりを、黒板との比較において、検討することにより、由緒的価値〈顕彰〉認識が再活性化したことを指摘したものである。具体的には、学術的価値〈保存〉認識により批判される傾向にあった由緒的価値〈顕彰〉認識に対し、三上

は国民教化の観点からこれを重視し、黒板とは異なる形で、由緒的価値〈顕彰〉認識の役割を見出し、両方の価値認識の折り合いを付けたというのである。すなわち、黒板が由緒的価値〈顕彰〉認識をそのままでは認めず、しかしその一方、それを全面的には否定せず、そこに示された国民の歴史意識を文化的価値認識に高めていくことをめざしたのに対して、三上は由緒的価値〈顕彰〉認識における偉人や事件を顕彰する心性を重視し、それと学術的価値〈保存〉認識の共存を図ったというのである。三上にあつては、黒板以上に、「国民的道義や忠君（尊王）愛国の觀念の養成」が重視されていたという。そのため、三上は民間による史蹟保存事業に対する支援にいつそう積極的であつたと指摘されている。しかし、三上が黒板と同様に学術的価値〈保存〉認識における史料批判、研究重視の観点を重視していたことも著者において理解されている。

本章の検討に際しても、著者はおびただしい数の三上の著述を渉猟し、有効に活用した。

本章の成果は、史蹟保存事業において、アカデミズムを象徴する黒板と三上という二人の歴史学者が共に欧米先進国の時流に影響を受けながら異なる立場にあつたことを実証し得たこと、またナショナリズムの展開の中で史蹟保存事業に見られる由緒的価値〈顕彰〉認識が有した影響力の変遷を考察する手がかりを示唆するものとなつたことにある。ただし、実際には、行政機関による史蹟保存事業において三上の考え方が全面的に採用されてはいないとの言及もある。

第三部は、史蹟名勝天然紀念物保存法（一九一九年公布・施行）施行後の行政機関による史蹟保存事業を取り上げ、その中でアカデミズムが果たした役割を解明したものである。従来、このテーマに基づく研究においては、もっぱら一九三〇年代の天皇ゆかりの史蹟、いわゆる聖蹟の保存事業を検討対象とし、偏狭な国粹主義を指摘するという結論に止まっていることを批判的に捉え、同事業の実態とその中におけるアカデミズムの役割を再検討することにより、戦後への連続を見出したものである。

第八章は、著者の言う文化的価値認識を創出した黒板の考え方を継承するアカデミズムが、史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、その実務を担い、学術的価値〈保存〉認識と共に、文化的価値認識の普及、定着に努めた実態を解明した。

そして、その検討に際して、著者は帝国議会議事録や関係者の著述が掲載されている雑誌『史蹟名勝天然紀念物』などを精査した。

本章の成果は、史蹟名勝天然紀念物保存法の下、一九二〇年代から一九四〇年代前半にかけて内務省（一九二八年以降、文部省）によって行われた史蹟保存事業において学術的価値〈保存〉認識と文化的価値認識が優勢であつたことを実証していることである。確かに、一九三三年以降、明治天皇関係の史蹟、いわゆる聖蹟をめぐって由緒的価値〈顕彰〉認識が高まったが、それによって上記の両価値認識が圧倒されることはなかつたことが指摘されているのである。それは、当該期のナショナリズムを考

える上でも示唆的である。つまり、いわゆる大正デモクラシー状況におけるナショナリズムに対するアカデミズムの影響力を、政治思想史ではなく、文化史の観点から新たに指摘するものであること、また、その後、一九三〇年代から一九四〇年代前半のナショナリズムには偏狭な国粋主義が優勢であったとする通説的見解に対して、少なくとも行政機関による史蹟保存事業においては二〇世紀前半に本格的に創出、導入されたアカデミズムの二つの価値認識が重視されていたとする指摘であり、その指摘は、そうした二つの価値認識が広く普及し、定着していたという解釈にもつながる。そして、その顕現形態は、史蹟保存事業と地域経済効果や大衆的娯楽性との結合として読み取れることを指摘した。これもまた興味深い見方である。二つの価値認識の有効性が戦後にも継承されるとする章末の示唆も同様である。

第九章は、神奈川県内郷村寸沢嵐遺跡（縄文時代後期の敷石住居遺跡。一九二七年に発見され、一九三〇年に国指定史蹟となった。現、相模原市）を事例として、第一に、由緒的価値を有しない史蹟に対する行政機関の保存事業を地域がどのように受けとめたか、言い換えれば学術的価値〈保存〉認識と文化的価値認識を地域がどのように受けとめたかを、実質的な事業主体となった郷土史家や事業受容者となった人々の動きを通して解明し、この二つの価値認識の地域における定着を実証したものである。第二に、地域はそうした二つの価値認識を、地域経済効果や大衆的娯楽性の中に組み込んで、受け入れ利用したことを実証した。

この検討に際しても、著者は関係者の著述が掲載されている地域史料を渉猟し、活用した。

本章の成果は、前章までに示された展開、すなわち史蹟保存事業における地域の由緒的価値〈顕彰〉認識の登場、その由緒的価値〈顕彰〉認識とアカデミズムの学術的価値〈保存〉認識との対立、その対立を克服するアカデミズムの文化的価値認識の創出、普及、定着、さらに由緒的価値〈顕彰〉認識のアカデミズムにおける再評価を経て、三つの価値認識が地域経済効果や大衆的娯楽性に媒介されてお互いに親和性を有するに至ったという鳥瞰図をうけて、その到達点を実証したことにある。そして、この動きを地域の立場から「学術的価値〈保存〉認識と文化的価値認識の流用」と捉えたが、この歴史理解のセンス（資質・能力）は絶妙である。

さらに、本章は昭和初期のナショナリズム観に新たな一面を加えた。それは、戦時の偏狭な国粋主義の横行の中で、この遺跡が郷土史から外され、戦後に再び復活したとの指摘に明らかである。昭和初期のナショナリズムの中で寸沢嵐遺跡に対して示された価値認識は、戦時の偏狭な国粋主義とは無縁であり、むしろ戦後の史蹟保存事業にふさわしい価値認識として引き継がれるものであったということである。

第十章は、前章と同様に、山形県本楯村（現、酒田市）城輪柵跡（平安時代の城柵官衙遺跡。一九三一年に発掘され、翌一九三二年に国指定史蹟となった）を事例として、学術的価値〈保存〉認識と文化的価値認識に基づいて文部省（国）と地域が史蹟

の歴史的 position をめぐって対立した様相を解明したものである。それは、一面において二つの価値認識が郷土史家を始めとして地域に定着していることを指摘している点で前章と同様である。しかし、地域（著者の表現によれば「郷土研究のコミュニティ」）において中央に対抗する識見を有して論争し、調査・研究の主導権を掌握しようとする動きが見られたという点で異なる。両者は、時代の特定や、城柵か、あるいは国分寺かなどの遺構の性質特定をめぐって議論を交わしたのである。地域から発せられた学術的価値〈保存〉認識の中には、階級闘争史観に資する史蹟と捉えるものもあったという。こうした指摘は、20世紀初頭以来の史蹟保存事業とそれをめぐる価値認識の交錯をふまえると興味深いものである。なお、こうした価値をめぐる混迷を地域が「流用」したという指摘は、前章と同じである。

本章の検討において、著者は鶴岡市郷土資料館や酒田市立図書館、酒田市立光丘文庫など地域の所蔵史料・文献を渉猟し、有効に活用した。

本章の成果は、前章の結論を補充しつつ、地域における学術的価値〈保存〉認識と文化的価値認識をアカデミズムに対抗して主張する地域事例を提示し得たことにある。そして、それは戦後の史蹟保存事業に見られる価値認識の地域的基盤となっていることも実証した。ナショナリズムの観点から見れば、前章と同様に、史蹟の価値認識に象徴される歴史認識において、戦前と戦後の連続性を見出す手がかりを提示した事例研究と言える。

3. 本論文に対する総合的評価

本論文は、これまで先行研究において代表的として選択された地域の史蹟保存事業を事例として、あるいは地域史研究者の扱う特定の地域の史蹟保存事業を事例として、日本近代史におけるアカデミズムによるナショナリズムの創出や、その偏狭な国粹主義への合流の様相を考察し、結論とするというあり方を批判し、より幅広い視点から長期的に考察し、論じようとしたものである。

戦前のアカデミズムへの全批判ではなく、その中に、戦後、主権在民をうたう民主国家として生まれ変わった日本における歴史認識、そしてそれをふまえたナショナリズムへの連続性を見出し、指摘した。つまり、戦前期の史蹟保存事業に見えているアカデミズム側の学術的価値〈保存〉認識と文化的価値認識には戦後に継承された要素があり、それが民主国家としての日本を支える新たなナショナリズムに貢献したことを指摘することができたということである。

日本中世史研究者の山室恭子氏の『中世の中に生まれた近世』（吉川弘文館）、また日本近現代史研究者の有馬学氏の「戦前の中の戦後と戦後の中の戦前」（『年報・近代日本研究一〇・近代日本研究の検討と課題』（山川出版社））における研究視点にならない、その高い成果に迫ろうと努めたものであると捉えることができる。いうまでもなく、こうした視点に立つ日本近代史研究の成果は多い。しかし、史蹟保存事業とそれ

をめぐる価値認識を視角としてそれを本格的に論じた成果として、本論文は、現時点で、もっとも高い成果となったと判断した。

本論文における考察において、著者は、史蹟保存事業をめぐる複雑な情勢・状況に対し、あえてアカデミズム、由緒的価値〈顕彰〉認識、学術的価値〈保存〉認識、文化的価値認識というキーワードを設定した。

いうまでもなく、歴史事象はそのまま再構成し、叙述することは不可能であり、何らかの手法が必要となる。著者は、それらを直接関係する領域の先行研究のみならず、隣接領域の研究成果にも求めた。たとえば、美術史、建築史、土木史、さらには博物館学、社会学、民俗学、文化人類学、造園学の研究成果に学び、その結果、本論文に有効な手法として上記のキーワードを設定したのである。それらの研究成果を正確に理解し、本論文全体を貫くものとしてキーワードを適切に応用し、いわば個別論文の貼り合わせではない成果を上げ得たものと判断した。

さらに、行政文書（公文書）を中心とする地域史料に対する調査を地道に、且つ丹念に行い、本論文に資する分量と内容を有する史料を見出し、適切に考察、精選し、利用した。それによって、これまで必ずしも十分ではなかった地域の動きの変遷が詳細に解明された。その意味で、中央政府の残した公文書史料からのみ史蹟保存事業を捉えるという、いわゆる中央史観の弊を免れている。その一方、単なる地域事情の詳説に陥ることなく、ナショナリズムを通して日本近代史全体を考察する指向性を常に有しつつ、地域事例を捉えているものと評価した。

形式的観点から本論文を見るならば、叙述スタイルとして注目されるのは、各章いずれも検討対象となる事象の概要を述べたのちに、詳細な検討に入る点である。問題提起・課題設定・展開・総括・成果提示・新課題提示などの論文としてのいわば定式に則っていることは言うまでもないが、上記の叙述スタイルは単に理解の便宜が図られているということに止まらず、いわゆる国際化に対応する論文表現としてふさわしいものと判断された。こうした叙述スタイルは、実は、従来の日本近代史研究において必ずしも一般的ではなく、今なお、全体像や成果が最後まで一定程度隠されたまま展開され、最後に明らかにされるという叙述スタイルは多いのである。

最後に、本論文の問題点でもあり、また残された課題を指摘する。第一に、全国にわたってさらに多くの事例を取り上げ、考察することによって、本論文の手法、成果が検証されなければならない。いうまでもなく、本論文の制作にあたって取り上げられた史蹟の数より、残されている史蹟の数の方が多いためである。第二に、北海道におけるアイヌの人々に関連する歴史遺構や沖縄における歴史遺構、さらに台湾、朝鮮、満州といった植民地や戦時下の占領地における歴史遺構と保存事業との関わりについて考察することも必要である。それらは、日本近代史のナショナリズムの生成、展開を考察する上で不可欠だからである。第三に、いわゆる皇国史観の生成、展開との関係を考察することが必要である。本論文では天皇制ナショナリズムが偏狭な国粹主義

として顕現した形態として示唆されているが、それだけでは日本近代史におけるナショナリズム研究の一環として不十分であることはいうまでもない。本論文が取り上げたアカデミズムやその価値認識と重なり合いを有しつつ、皇国史観が生成し、大きな影響力を有したことを見のがすことはできないのである。第四に、ナショナリズムそのものを論じることが必要である。本論文の各章において当該期のナショナリズムのあり方について言及はあるものの、それらをまとめて論じてはいない。戦前、戦後を通じてナショナリズムの内実およびその変遷を、史蹟保存事業を視点として、論じることは、本研究の独自性をよりいっそう高めるために不可欠である。

しかし、第一、第二の問題、課題は、今後、著者と地域史研究者との共同調査・研究の可能性を示すものであり、これまでより規模の大きい成果が期待されるものでもある。また、第三の問題、課題は、本論文に続く研究成果として短期的、中期的に達成されるものと判断され、第四の問題、課題は長期的展望の下に完成形態として達成されるべきものと判断された。

以上、要するに、本論文に示された著者の研究テーマは今後長期的に継続され得るものであり、そして、それによってさらなる成果を上げ得るものとして評価されたのである。

4. 結論

審査小委員会は、齋藤智志氏の学位請求論文『近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム』を上記のように評価し、本論文提出者が博士（歴史学）の学位を授与されるに十分な資格を有するとの結論に達した。

以上